

鳥取市中心市街地活性化協議会設置団体運営補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市中心市街地活性化協議会設置団体運営補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項の規定に基づき中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）を組織する一般財団法人鳥取開発公社及び鳥取商工会議所に対し、協議会の運営に要する経費を補助することにより、もって協議会の安定した運営と本市の中心市街地の活性化を図ることを目的として交付する。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、協議会の運営に要する経費のうち、協議会を組織する団体ごとにそれぞれの団体の支弁に係る別表に掲げるものとする。

(補助金の算定等)

第4条 本補助金は、補助対象経費のうち、人件費及び委託費（専門人材（各分野における専門的な知識やスキルを活かし、中心市街地の活性化及び課題解決に向けた具体的な取り組みを推進するための業務を行う者をいう。以下同じ。）による事業実施に係るものに限る。）については10分の10を、一般管理費については2分の1（ただし、市長が特に認めるものについては10分の10）を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 規則第4条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び様式第2号とする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の規定により、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

2 前項の報告は、本補助金の交付に係る事業の終了後30日以内又は本補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月20日までに行わなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年5月30日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年11月20日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	補助対象経費
人件費	給与、報酬、謝金
	保険料、共済費
委託費	専門人材による事業実施に係るもの
一般管理費	会議費
	旅費交通費
	通信運搬費
	消耗品費
	印刷製本費
	燃料費
	光熱水費
	使用料及び賃借料
	報償費
	雑費
	委託費

様式第1号（第5条、第8条関係）

年度鳥取市中心市街地活性化協議会設置団体運営実施計画（実績報告）書

団体等の 名 称	
代表者	
所在地	
事 業 目 的 及び目標	
事 業 内 容	
事 業 効 果	
実 施 時 期 及 び 日 程	年 月 日 から 年 月 日 まで

様式第2号（第5条、第8条関係）

年度鳥取市中心市街地活性化協議会設置団体運営収支予算（決算）書

団体名：

1 収入の部

（単位：円）

科 目	金 額	摘 要
計		

2 支出の部

（単位：円）

	科 目	金 額	摘 要
人 件 費			
一 般 管 理 費			
	計		